

令和2年度第4回寝屋川市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和2年10月20日（火）10:00～12:00

場 所：寝屋川市クリーンセンター6階

議 題：生活排水処理基本計画について、一般廃棄物処理基本計画（素案）について、その他

出席者：板東会長、椿野副会長、石村副会長、高見委員、奥委員、橋本委員、古川委員、倉恒委員、林委員、沢井委員、掛川委員、櫻井委員

次第1．生活排水処理基本計画について

（資料1の50ページから61ページに基づき、事務局より説明）

委 員： 50ページに、緑風園の処理能力として、1日当たりのキロリットルで書かれてありますが、実際どの程度処理し、どれぐらいきれいになっているのか、分かりやすくお答えいただけたらと思います。

事務局： 現状、し尿及び浄化槽の処理は1日平均で、バキューム車が6台から7台搬入をしております。処理能力が34.5キロリットルですが、大体3分の1ぐらいです。年間では、し尿と浄化槽を合わせまして2,206キロリットルとなっております。

54ページ表の3-5に平成27年度から令和元年度の1日当たりの収集量及び収集人口が記載されています。

委 員： 書かれてある数字については、拝見いたしました。例えば80%きれいになりました、50%程度ですなどは難しいと思いますが、実感として、どのぐらいというのが分かりたいと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

会 長： 質問の意図としては、緑風園で一次処理というのがどのようにされて、希釈放流とありますが、なわて水みらいで、どれぐらいの倍率で希釈されて下水道に流しているのか、というようなところを簡単に教えていただいたら分かりやすいのかと思います。

事務局： 緑風園での処理は一次処理といいまして、入ってきたし尿につきまして、固形分と液状の分に分けて、処理しております。その後、希釈放流、なわて水みらい処理水の流水で18倍に希釈しておりまして、基準値をクリアした後、下水に流しております。

副会長： 57ページの未水洗世帯の公共下水道への接続というのは、上下水道局で促しているのでしょうか。

事務局： 上下水道局の経営総務課で、汲み取りステーションや浄化槽を、公共下水道処理区域内に関わらず、使われている方に面談しまして、誘導等々もしながら、接続のお願いと指導をさせていただいております。

副会長： 何年も前ですが建て売り住宅の中で一部、水洗は諦めてくださいということがありましたが、原因やこのような家庭においても担当から調べていくとか、水洗へ接続をしていく計画を持っていていただけるのか、いかがでしょうか。

事務局： 現在、戸建て住宅等で水洗ができていない部分につきましては、例えば下水道が整備される以前に住宅等が建っており、既に浄化槽が設置されていた場合、建て替えの時期を迎えていないので、公共下水道への接続がされていない、こういった部分が1つございます。

あと、地形的なものです。例えば高さ的に合わず、公共下水へ放流ができないため、マンホールポンプを設置したいけれども、そのマンホールポンプを設置する場所もない家屋がございます。

もう一点、大きな理由としましては、戸建て住宅が一面に張り巡らされており、その土地を別の方が持っておられる。その中には、我々も整備を行いたいということで、お願いもしていくのですが、例えば、住宅も老朽化しているけれども、まだ建て替えの時期にまでは至っていない。将来的には、土地の所有者として、こういった戸建て住宅じゃなくして、例えば、マンションなり、それなりの決まった土地利用を考えているので、下水道を入れていただくことに同意できない。こういったことが大体主な理由になってございます。

委員： 私のからお尋ねしているところは、24、5年前になりますが、数軒の建て売りの中で、その並びで10軒は水洗になっているが、あとは水洗になっていないというところがあります。だから、生活雑排とか、洗濯水とか、いろいろなものが、どんどん用水路のほうへ流れているということで、見るからに汚いということで、何とかならんかという話も聞くのですが。場所的などは、また後で申し上げたいと思います。

事務局： 委員がおっしゃっているのは、既に下水が入っているにもかかわらず、それに接続されているのが1軒しかないという、未接続の件でございます。

会 長： 今の課題は、場所をお聞きになって、対応をいただきたいと思いますが、今現在、未接続の世帯、これは把握されていると思いますので、こういったアプローチをしているのか、御説明いただけますか。

事務局： 個別にお宅にお伺い、いろいろ理由をお聞きしている中で、接続をお願いしていますが、理由として多いのは、例えば70代の御夫婦で今の浄化槽で満足しており、お金をかけてまで接続は、勘弁してくれというケースです。また、古い文化住宅等で、数年後には建て替えるので、水洗につながるのは待ってくれというケースが多くなっております。

委 員： 60ページの基本方針の2ですが、基本方針として、生活雑排水対策ということで、「排水口に使用済み油を流さない」というような言葉を入れていただけないかなと思います。例えば天ぷらとかして残った油を排水口に流してしまうと、排水口、排水管、水道管、ひいては海にまで流れて行って海を汚してしまうので、「使用済み油は、そのまま流さない」という文言をできたら入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

会 長： 下水道として、油を流されることに対する課題認識はいかがでしょうか。

事務局： 下水道の管理している我々としましても、油等を流されますと、それが排水管の内面に付着してしまいます。流水障害になりますので、それは重要であると考えております。

会 長： 環境総務課は、いかがでしょうか。

事務局： 基本方針に係る部分でございますので、基本方針の中でも、衛生的・快適な環境確保に努めるという文言がありますので、個別具体なところに、その文言を入れるかどうかは、検討をさせていただきたいと思います。

委 員： 58ページ、上から7行目、「人口比率にて案分しました」の「案」が、手偏に「安心」の「安」じゃないかなと思います。

委 員： 60ページの基本方針2で、「生活雑排水対策を市民と一体となって展開します」とあり、油のこともそうですが、文言に書くということは不可能だとは思っていますが、例えば合成界面活性剤や合成洗剤、塩素系漂白剤等、本当は使わなくても家事ができるものを、私たちは使っているはずで、どのぐらい処理されているか分からないけれども、流さないにこしたことはないはずです。文言に書くことはできなくても、今後、啓発となったときに、ごみ処理で個々のライフスタイル

を変えることが大事だとおっしゃっているのですが、生活雑排水に対しても同じスタンスで、選択肢というのはあるということをも市民からではなくて、市のほうからも言ってもらえると、私たちが、それを知る機会が増えていいのではないかなと思っております。

会 長： 前回の会議の中で、花嶋委員からディスポーザーのことが指摘ございましたが、住宅やマンションなどで、流しのところで野菜を細かく砕いて、そのまま下水道に流すという、そういう種類のディスポーザーについての対応について、現状を御説明いただけますでしょうか。

事務局： ディスポーザーにつきましては、排水、取扱い要綱というのを定めておまして、その中で、市に排水設備を設置するときは届出がありますが、その届出の際に上乗せで、ディスポーザーの図面や今後の維持管理をどうするかなどの計画、それから、例えば使用者が替わったときは、維持管理を継承してくださいという確約書をいただいております。実績としては、9件が届出されております。

会 長： 先ほどの油を流すことなど水道管の詰まる要因にもなるようなこと、その辺のことも含めて、今後の啓発や、またディスポーザーへの指導もお願いしたいと思います。

次第2．一般廃棄物処理基本計画（素案）について

（資料1 1ページから49ページに基づき、事務局より説明）

委 員： 10ページのごみの中身について、ごみ質分析調査はどこで調査しているかというところも書いていただくと、市民が分かりやすいと思いました。

事務局： 今回まだ御提示できていない部分ですけれども、この素案の本編の後に資料編というものをまとめて記載させていただこうと思っています。ここに記載するには、複雑になり過ぎる部分や、今おっしゃっていただいたごみ質の分析調査の説明の詳細など、その辺は資料編にもつけさせていただきたいと考えています。

副会長： 古紙に関して、例えば14ページの表2-5の中間処理量の推移のところ、ヤードで処理をする古紙量ですが、このヤードで収集、処理する古紙と、集団回収で収集した古紙というのは、全く別なのでしょうか。

事務局： 9ページのごみ処理フローのところにも記載させていただいていますが、集団回収で集めた古紙は、直接リサイクル業者に行くという流れでございまして、市

で集めた古紙は、保管するという形になっております。

副会長： 市が集める古紙に関しては、古紙の日に収集されている形ですか。

事務局： 質問のとおり、古紙の収集日は決まっております。

副会長： 行政としては、古紙に関しては、なるべく集団回収で集めていただいたほうがいいのか、それとも行政で回収したほうがリサイクルしやすいなど、行政のスタンスを教えてくださいませんか。

事務局： 市として、どちらがいいというのは言い切れませんが、ただ、資源集団回収につきましても、市でも、報償金等をお出しして推進しているという形ですので、御協力いただけましたら、資源集団回収に出していただくという、お願いをしたいと思っています。

副会長： 今回のコロナで、海外に輸出がなかなかできない状況で、他市の場合は、古紙とか古着などがストックヤードにたまってしまっているようなこともお聞きしていますが、寝屋川市の場合は、収集された古紙とか古着とかは、どのように処理されていらっしゃるのでしょうか。

事務局： 古紙につきましては、国や大阪府からストップしてくださいという通知は来ておりません。古布については、東南アジアの受入れ先がショートしているということで、一時、排出はできる限り抑えてくださいというお願いはさせてもらいましたが、9月の中旬に抑制の解除をさせていただいているところです。

副会長： 事業系ごみのペットボトルは産業廃棄物になると思いますが、実際、事業系ごみにペットボトルが排出されている状況ですか。

事務局： 事業系の一般廃棄物については、許可業者を通じてクリーンセンターに搬入されており、実際、検査というような形で中身を見ていると聞いております。その中で、いわゆる廃プラは産業廃棄物になるので、仮に廃プラが混じっていた場合は、指導はさせていただいているというのが現状でございます。

副会長： 実は、各自治体も、その点で結構困っているといいますか、事業系のペットボトルだけが産業廃棄物で、紙が一般廃棄物ということで、国のほうでも、その辺の収集体系の見直しを検討するようなこともお伺いしています。そのため今後、プラもそうですが、収集体系に関して、各自治体も修正を求められているということがあると思います。

委員： 食品ロスアプリというのがあり、自治体と食ロスアプリが連携してモニターを

お願いして、実際に食ロスが減ったというデータも見たことがあって、寝屋川アプリ、すごく使いやすいので、それと連携するかはさておき、食ロスアプリっていいのかなと思った次第でございます。

会 長： そのような食ロスアプリというのは、事務局の方で内容は把握していますか。

事務局： 食品ロスのアプリについては、国なり大阪府なりが実施する食品ロスの会議の中で、神戸でやり出したということで承知はしております。

この計画の中にも、地域特性を生かした食品ロスとか、いろいろ書かせてもらっている中で、選択肢の1つ、やり方の1つとして認識しておるところでございます。

会 長： ここに書くかどうかは別として、実施の計画、事業としては、今後の選択肢の1つという捉え方で御理解ください。

副会長： 食ロスのアプリですけど、メンバーに入っていて、組成調査って実際にすると、ごみ開けて大変ですし、コストも非常にかかると思います。例えば寝屋川市民の方に今月1か月間、そのアプリで食ロス量を入力してくださいと通知していただき、寝屋川市だけのデータを抜き出すことができるので、それを提供したり、こちらで分析して示すこととかも可能ですので、必要がありましたら、遠慮なくおっしゃっていただけますと幸いです。

委 員： 今年、特にコロナの問題が大きく取り上げられていると思いますが、10年サイクルで考えられる中で、コロナにより、我々の生活様式が変わったということで、事業系も一般の家庭も全て変わっていくのが現状だと思います。そのため総論の社会情勢の変化の中に、そのような文言も入れながら、「生活様式の変化に伴って今後計画を調整する」などという言葉も入れていただいたほうがいいかなと思います。

事務局： 総論に入れるかどうかは、事務局でも検討する必要があると思いますけれども、委員おっしゃっているようなコロナの関係ということで申し上げますと、27ページにコロナに限った話ではないですが、「安全・安心なごみ処理の推進」に「感染症の蔓延等の非常事態において」という一文が入っています。ただ、これはごみの収集とか、そういったところに着眼しているところで、ごみの減量や生活環境、ライフスタイルの変化とかいうところを意図した記載ではございませんので、この部分も含めて、ライフスタイルの変化とか、そういったところの記載とい

うのは、事務局として検討させてください。

会 長： 44ページの災害時の体制の充実でも、新規の感染症ということについて少し表現の工夫をお願いしたいと思います。

委 員： 41ページ、減量化・再資源化の推進のところ、連携アクション例ということで、情報発信の回数や方法を工夫しますと様々書いますが、前回からも審議されているように、若者に対してのごみ減量についてのアプローチも大変重要だということで、若者に対しては、やはりSNSになると思いますが、今のSNSの取組などの記載も必要かと思いますが、お伺いしていいですか。

事務局： 環境部の取組といたしまして、まず、寝屋川のアプリでごみ処理やごみの排出などに関することは記載させていただいております。あと、10月にスタートいたしましたフードドライブにつきましても、広報とかホームページとかの媒体を通常どおり用いているのですが、SNSを用いたフードドライブの協力などを、ツイッターなどでも発信をさせていただきました。若年層は広報紙やホームページなどよりもSNSのほうが見られる機会も多いかと思っておりますので、そういったところを引き続きさせていただきたいと思っております。

委 員： SNSで発信しているということですが、どれぐらいの頻度で発信されているか、月平均でもいいので、教えていただきたいと思っております。

事務局： 今年度につきましては、コロナウイルスの感染症などもありましたので、イベントとか啓発ができなかったのもので、フードドライブにつきましては、10月以降、1回させてもらったということになります。今後そういった感染症などが懸念されない時期になってきましたら、SNSなどの活用も積極的にしていきたいと考えております。

委 員： 現在、フードドライブを10月いっぱいしていただいているのですが、今月は食品ロス月間なので、注力して取り組まないといけないと思っております。その辺りの再検討をお願いしたいなと思っております。

会 長： 計画の表現は別として、その取組の濃淡というのをしっかりとつけて、また事業などの取組、よろしくお願いたします。

委 員： 22ページ、ウの、廃棄物のうち最終処分される割合というのは、類似都市の平均7%に対して、本市は13.1%という数字が出ておりますが、23ページの表で、平均0.073、最大は0.154、最小が0.001と、大きく市によって開きがあるように

思うのですが、他市において、これだけ開きがある理由というのは、何かあるのでしょうか。

事務局： まず、ウの、廃棄物のうち最終処分される割合というのは、要は可燃ごみの焼却した後の残渣、これは、各市の焼却能力、その施設の能力にも関わってくる部分で違いが出ると思います。あと、もう一つ、不燃物を破碎処理して、可燃に回す分もあるのですが、もう可燃に回せない破碎処理後の分をフェニックスに埋め立てしに行っています。そこの部分合わせて最終処分される割合というところで、寝屋川市じゃ不燃ごみが実際ちょっと多いというところもあろうかと思います。その分の破碎処理というところで若干高いのかなと認識しているところがございます。他市との開きですが、この0.001とかというのが、システムから出てきた数字なので、それを正しいものとして、ここには記載しているのですが、その内容については、確認をさせていただきたいと思います。

会長： 環境技術研究所の方々に、今のところについて、何か御意見はございますか。

環境技術研究所： 数字を見ておりますが、0.001は、静岡県沼津市の実績でした。沼津市の処理形態を調べてはおりませんが、基本的に関西圏は、フェニックスがありますので、そのまま焼却炉から出た灰を具体的に回されているところが多いかと思えます。関東圏は、やはり熔融処理などが多いですので、灰を全て資源化されているところもございませう。恐らく、そういうところの差異が、この開きの原因ではないかなと推測をしておりますが、また具体的な数値については、改めて御提示するようにいたします。

委員： 20ページの表2-9で、前計画目標値の達成状況ということで、一番右欄に、達成状況のバツとかマルとかが書いてありますが、達成状況の理由というのは、下に追加とかはされないのでしょうか。

事務局： これは達成状況の見込みというところで記載をさせていただいています。ただ、詳細な分析をすれば、どういったところが達成できていなかったのかとか書けるとは思いますが、実績なので、令和元年度ベースで内容について、ここの部分に記載をさせていただけると思われますので、事務局のほうで確認させていただいて、書くような形で進めさせていただきます。

委員： バツの場合は、目標達成が困難ということですけど、その理由を例えば書くということでもよろしいのでしょうか。

- 事務局： どういうところが不足していたかということは書くことはできると思います。
- 委員： 25ページの6番の四角の中に、「破碎処理量の増加は不燃ごみの増加によるものと考えられるため、不燃ごみの分別排出を徹底する必要があります」と書かれていますが、不燃ごみが分別あまりされてないということです。それがどうしてなのかということ进行分析されていたら教えていただきたいのと、個人の感触としては、どれが不燃ごみかというのが分かりにくいと思っているのですが、そういった別の分析があれば、お聞かせいただきたいです。
- 事務局： 本来は不燃ごみの中に出してくださいとお願いしている中に、例えば小型家電とか、貴重なメタル金属が入っているような小型家電とかが混入しているということが挙げられるのかなということで、この表記をさせてもらっているところかと思っております。
- 委員： 7ページの表で、ごみ排出原単位の推移というところで書かれていまして、平成27年度と令和元年度を比較していまして、全体では、ごみ減量しているということで上にも書かれていますが、家庭系の不燃ごみが増加しています。この辺りの理由の記載の検討とかはされないのですか。
- 事務局： 精査できているわけではないですが、平成30年度に災害がございましたので、影響もあるのかと思っているのですが。27年から元年までの各年度の推計も含めて、一度精査をさせていただきます。それは事務局を通じて、報告という形にさせていただきますいただきたいのですが、よろしいでしょうか。
- 委員： それで結構ですけど、ごみ減量をしている分については、例えば事業系ごみは減量していると思うのですが、それは一定の取組をして減量したんだなということで、できてはいると思うのですが、先ほど申しましたように、家庭系の不燃ごみだけ増えているので、表を見ただけでは理由が分からないので、その辺で記載していただければと思いまして、発言させていただきました。
- 事務局： 説明の中でも、6ページに不燃ごみの推移を、5年間の推移を記載させていただいております。平成27年度が3,561トンに対しまして、令和元年度の4,170トンで、これが総量で比較したためこうなっております。先ほど申し上げた、30年度の不燃ごみというのが4,765トンで大きく増加しているのは恐らく、災害があったための廃棄量の増加というのがありまして、令和元年度にその分が若干、積み残しの部分があつて排出されたのかという分析まではできていないのですが、

この推移を見る限りは、災害廃棄物の影響が大きかったと認識しております。

会 長： 先ほど、精査するということですが、精査した結果がこの計画の表現に影響するかどうかというところが問題だと思います。仮に、そういうことになるのであれば、適切に対応いただきたいと思います。

それと、先ほど委員がおっしゃいましたけれども、不燃ごみというのがどういうものなのかというのが区別つかないというようなところも、増加している要因の一因となるのかも分かりませんので、そこら辺も少し気をつけていただきたいと思います。

次第3. その他

事務局： 次回の審議会は、11月11日午前10時からです。

なお、次回が本審議会5回目ということで最終の審議となり、今回の素案の意見を踏まえた上で、作成する答申案をまとめていただく形となります。その後、改めて会長もしくは会長と副会長が、答申を市長に渡すという形での答申を考えておりますので、御報告させていただきます。